

# 栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金

## のご案内

栃木県農政部  
経営技術課



コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略等に伴う肥料価格高騰の影響を受けている農業者を支援します。



### 対象者

認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、市町の人・農地プランに位置づけられている中心経営体

### 支給額

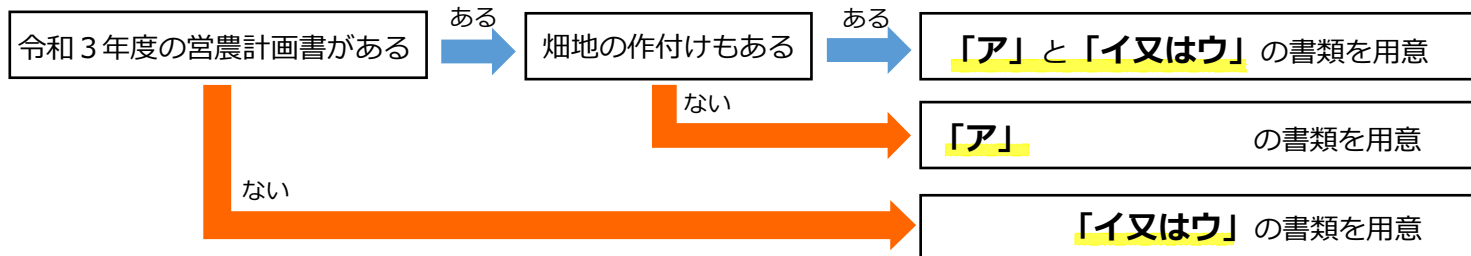
750円 / 10a (1,000m<sup>2</sup>) あたり

※ 作付面積の対象年度は「令和3年度」です。

### 必要書類

- 1 肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書（申請要領 別記様式1）
- 2 農業経営改善計画認定申請書の写し、又は申請窓口から送付された郵送物（対象者通知）の写し
- 3 申請する作付面積の証明書類（※ **必要とする以下の書類**）
  - ア 令和3年度の営農計画書の写し
  - イ 令和3年度の青色申告書（氏名と作付面積の記載のある書類のみ）の写し
  - ウ 耕作証明書 + 第三者の証明（申請要領 別記様式2）
- 4 令和3年度に肥料の使用実績を証明する書類（購入伝票、領収書等）
- 5 通帳の写し（口座名義人及び口座番号がわかるもの）

## 【※ 作付面積の必要書類は対象者によって異なります！】



### 注意事項

- 1 一ほ場あたり一作のみが対象となります（例えば、10aのほ場で連作栽培や二毛作栽培の場合でも、750円の支給となります）
- 2 10a未滿は切り捨てとなります（例えば、19aであっても750円の支給となります）
- 3 支給額に上限はありません
- 4 令和3年度に比べ、令和4年度の作付面積が増加した場合も、令和3年度の面積が対象です
- 5 令和3年度に比べ令和4年度の作付面積が8割未滿となった場合は、その面積分が対象です

### 申請先

お住まい（認定・登録を受けている）のJA又は農業再生協議会へ申請してください

### 問合せ先

- ・申請方法・手続について 上記の申請先へお問い合わせください
- ・事業や制度について 栃木県庁農政部経営技術課へお問い合わせください  
(TEL 028-623-2286)

要綱要領、申請書類はこちら↓

